

BCP策定支援WEBサイト構築業務及び運用保守業務委託  
仕様書

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
総合支援部 総合支援課

# 1 件名

BCP策定支援WEBサイト構築業務委託

# 2 目的

首都直下地震、台風、集中豪雨などの自然災害の脅威や感染症の蔓延など不測の事態が生じた場合に備え、BCP（事業継続計画）策定の必要性が高まっている。

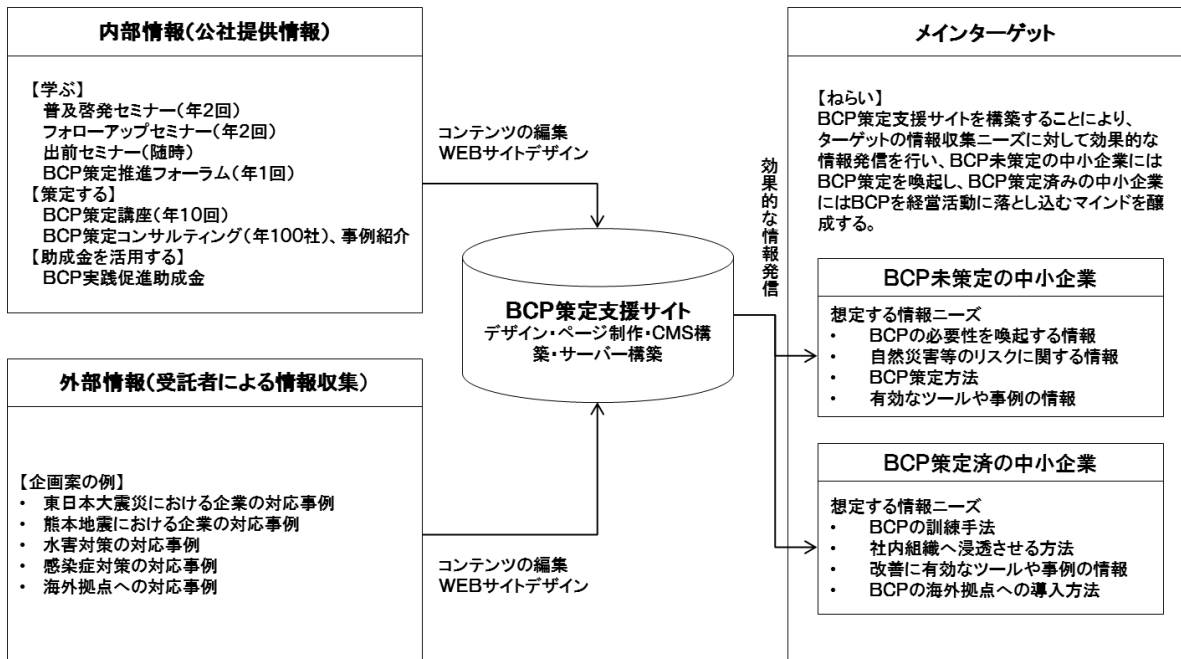
こうしたなか、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）では、BCP策定支援事業を通じて、これまで400社以上のBCP策定企業を生み出してきたところであるが、都内中小企業におけるBCP策定率は10%未満に留まっている。約半数の都内中小企業はBCPそのものを知らない状況であり、普及啓発の強化が急務である。

そこで、BCPの普及啓発に資するWEBサイトを構築し、公社支援事業をはじめBCP策定支援に資する有益な情報を発信していくことにより、都内中小企業のBCP策定を推進していく。

# 3 BCP策定支援WEBサイト構築方針

- (1) 公社のBCP策定支援事業に関する情報を分かりやすく整理し発信する
- (2) BCP策定への興味関心を高めるコンテンツを企画制作し発信する
- (3) 本サイトの新規訪問者数を増やし、かつリピーター訪問を促進する施策を実施する

【図-1】 構築方針イメージ図



## 4 委託業務概要

### (1) WEBサイトの企画・設計

- ア) 企画会議及び編集会議の運営
- イ) 業務計画書の作成

### (3) コンテンツの作成

- ア) 会社からの素材提供に基づくコンテンツ作成
- イ) 会社の取材指示に基づく動画作成(5事例)
- ウ) 受託者の情報収集に基づくコンテンツ作成(15事例)

### (2) WEBサイトの作成

- ア) サイト構築に関する企画ディレクション
- イ) サイト全体構成及びデザインの作成
- ウ) テンプレートの作成
- エ) HTMLコーディング
- オ) マルチデバイスへの対応
- カ) CMSの構築

### (4) 動作環境の構築、運用・保守

- ア) 新規ドメインの取得
- イ) WEBサーバーの準備・最適化
- ウ) 運営支援
- エ) セキュリティ対策
- オ) SEO対策
- カ) 保守管理

## 5 委託業務内容

### (1) WEBサイトの企画・設計

#### ①業務内容

- ア) 企画会議及び編集会議の運営
- イ) 業務実施内容及び作業工程を示した業務計画書の作成

#### ②留意事項

- i) WEBサイトの全体構成・デザイン等を議論するため、公社において企画会議を適宜開催すること。
- ii) WEBサイトへの具体的な掲載内容等を議論するため、公社において編集会議を適宜開催すること。

### (2) WEBサイトの作成

#### ①業務内容

- ア) サイト構築に関する企画ディレクション
- イ) サイト全体構成及びデザインの作成
- ウ) テンプレートの作成
- エ) HTMLコーディング
- オ) マルチデバイスへの対応
- カ) CMS (Content Management System) の構築

#### ②留意事項

- i) サイト構成
  - ・ 【図-2】にサイト構成案を示しているが、本業務の目的に沿ったWE

Bサイトを80ページ以上構築すること。

- ・ 【図-2】の企画提案部分については、有益な事例情報等を15ページ以上の企画提案を盛り込んだサイト構成とすること。

ii) デザイン

- ・ BCP策定支援事業の趣旨・コンセプトを訴求する事業ブランドロゴをデザインするなどの工夫を盛り込むこと。
- ・ サイト全体のデザインについては、全体構成、掲載項目の整理、閲覧者のユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した上で制作すること。
- ・ サイト全体として標準化・統一化されたページデザインであること。

iii) コーディング

- ・ コーディングについては、第三者がメンテナンスしやすいコーディング方法によるサイト作成を行うこと。
- ・ SEO対策として、検索エンジンに正しくインデックスされる状態となること。

iv) マルチデバイス対応

- ・ PC及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用を考慮すること。
- ・ ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。

v) CMS構築

- ・ 本WEBサイト構築後の運用については外部委託を想定しているが、公社の担当者が容易にコンテンツの作成や修正ができるようなCMSを構築すること。

vi) その他

- ・ WEBサイトのテキスト及び写真、動画等の一切の情報については、受託者により入力を行い、WEBページを作成すること。
- ・ WEBサイトの言語表記は日本語を基本とすること。

(3) コンテンツの作成

①業務内容

- ア) 会社からの素材提供に基づくコンテンツ作成
- イ) 会社の取材指示に基づくコンテンツ作成(5事例)
- ウ) 受託者の情報収集に基づくコンテンツ作成(15事例)

※業務内容と各WEBページとの対応関係は【図-2】サイト構成案に示した通りである。

## ②留意事項

### i) 業務内容イについて

- ・ 公社がBCP策定の支援を実施した企業の中から5社を指定する。
- ・ 指定した5社に対して取材を行い、WEBサイト掲載用の動画コンテンツを作成すること。
- ・ 1社あたり概ね5分程度のボリュームとし、より効果的な情報発信の観点に立って作成すること。

### ii) 業務内容ウについて

- ・ 15事例についてコンテンツを作成すること。
- ・ 1社あたり概ね1,600字~2,000字程度のボリュームとし、より効果的な情報発信の観点に立って策定すること。

【図-2】 サイト構成案

業務区分

ア： 公社からの素材提供に基づくコンテンツ作成

イ： 公社の取材指示に基づくコンテンツ作成

ウ： 受託者の情報収集に基づくコンテンツ作成

サイト構成案	ページ数	素材	更新予定	備考	業務区分
トップページ	1	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
初めての方	1	公社	年1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
サービス紹介	1	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
セミナー・フォーラム	1	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
BCP策定講座・コンサルティング	1	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
助成金	1	公社	年1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
活動実績	1	公社	月1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
策定支援事例	1	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
インタビュー	5	受託者	年1回	公社が指定した5社に対して取材し、本WEBサイト掲載用の動画を盛り込んだコンテンツを作成すること。	イ
策定事例	50	公社	四半期1回	公社から素材となるテキストデータ・画像データを提供統一のテンプレートで事例を掲載すること。	ア
連載・コラム	1	受託者	月1回	15事例についてテキスト、写真等のコンテンツを作成する。1事例あたり概ね1,600字～2,000字程度のボリュームを想定しWEBサイトを作成すること。	ウ
東日本大震災対応事例	3	受託者			
熊本地震対応事例	3	受託者			
水害対策	3	受託者			
感染症対策	3	受託者			
海外進出企業の危機管理	3	受託者			
リンク	1	公社	年1回	公社から素材となるテキストデータを提供	ア
合計	80				

#### (4) 動作環境の構築及び保守

##### ①業務内容

- ア) 新規ドメインの取得
- イ) WEBサーバーの準備・最適化
- ウ) 運用支援
- エ) セキュリティ対策
- オ) SEO対策
- カ) 保守管理

##### ②留意事項

###### i) ドメインについて

- ・ ドメイン名については、BCP策定支援の専用WEBサイトであることをイメージできるものとする。

###### ii) WEBサーバーについて

- ・ 本委託業務に係るWEBコンテンツについては、民間事業者等の提供するレンタルサーバー内に置くこと。
- ・ なおレンタルサーバーの仕様は次の要件をすべて満たすものであること。
  1. セキュリティ対策の施された建物内に設置されていること。
  2. 委託業務により作成されたコンテンツがすべて掲載可能で、かつ適度な空き容量を有していること。
  3. 週1回以上のデータバックアップサービスが提供されていること。
  4. 独自ドメインが使用可能であること。
  5. SSLサーバー証明書のインストールが可能であること（共有SSLも可）。

###### iii) 運営支援について

- ・ 導入後、平成30年3月31日までの間、受託者は以下のとおり運営支援を行うこと。
  1. 公社担当者の指示に基づき、コンテンツの変更（テキスト変更、画像差し替え、修正等）及び公開・停止作業を迅速に行い、WEBサーバーによる公開情報の更新を支援すること。
  2. 原則として、CMSでコンテンツを作成・管理すること。
  3. トピックス、お知らせ、既存ページの修正など、日常的な更新に関しては、センター職員が行うので支援すること。
  4. 平日午前8時30分から午後6時までの依頼に対しては即時対応できる体制であること。時間外の緊急依頼に対しても可能な限り迅速に対応すること。
  5. 公社職員が情報更新できるよう、分かりやすい内容のマニュアルを

作成すること。

iv) セキュリティ対策について

- ・ データ改ざん防止等については十分考慮すること。
- ・ セキュリティ対策費は、すべて本業務に含まれることとする。

v) S E O対策について

- ・ アクセス履歴の追跡調査及び分析（トラッキング）を行うとともに、検索エンジン最適化（S E O）対策を講じること。
- ・ 検索エンジンの仕様変更などが発生した場合、変更後も正しくインデックスされる状態となるよう調整対応を行うこと。

vi) 保守管理について

1. 本業務で使用するW E Bサーバーについて、導入後、平成 30 年 3 月 31 日までの間、監視・障害対応を行うこと。
2. 保守に関する責任者及び担当者を定めること。
3. 障害が発生した場合は、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特特定、影響範囲の調査を行い、速やかに必要な障害復旧体制を構築すること。
4. 対応時間は原則として、平日午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。
5. 本委託業務の契約が終了した際には、円滑な引継ぎができるように協力すること。

## 6 応募要件

- (1) 委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たしていること。
- (2) 東京都における平成 2 9 ・ 3 0 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目 1 2 1 情報処理業務、1 9 0 その他の業務委託等」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること。
- (3) 本委託業務に対して十分なノウハウを有し、それらを当会社または官公庁等に対して提供した実績を有しているものであること。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年 3 月 1 8 日東京都条例第 5 4 号）に定める暴力団関係者または東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

## 7 履行場所

会社が指定する場所



## 8 契約期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

## 9 支払方法

契約期間終了後、契約相手方の適法な請求により、30 日以内に指定口座に振り込む。

## 10 成果物の納品

下表に定める納入物件全てを、1 (2)に規定する納入期限までに納入するものとする。

項番	納入物件名	納品数・納入形態
1	WEB サイト ソース一式 (HTML, CSS 等)	電子媒体 2 部 DVD-ROM 等のメディア媒体にて納品すること。
2	画面遷移設計書	電子媒体 1 部 DVD-ROM 等のメディア媒体にて納品すること。項番 1 の納入物件と同じ媒体で構わない。
3	打ち合わせ議事録	各回 紙 1 部 電子媒体 1 部

※本表に記載のないものであっても、業務の目的に照らして、当然に必要なものは納品すること。

## 11 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 12 再委託の取り扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 13 契約事項の遵守・守秘義務

(1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、

契約書に記載の事項に従って処理すること。

- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報 は 公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

#### 14 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

#### 15 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合のための確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### 16 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

#### 17 連絡先

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
総合支援部総合支援課 酒井・小林  
電話 03-3251-7881